

## ケーススタディ地区の取組概要

地区名 喜多方市

局署名 関東局／会津署

地域課題 小規模森林所有者の集約化と木材の安定供給体制の構築

### 28年度実績

**取組内容**

- ・市・県・林業事業者・森林管理署が一体となって、施業集約化に向けた住民説明会、戸別訪問を実施し、地域の森林経営計画の策定に貢献。あわせて、森林整備推進協定を締結し、民有林・国有林が一体的に路網整備や間伐等を行う森林共同施業団地を設定(29年3月)
- ・市町村森林整備計画(28年度策定)の作成支援(民有林と国有林が連携して森林共同施業団地の設定やシステム販売を推進していくこと、一貫作業システムの導入などを計画に記載)

現地検討会	1回
勉強会	1回 (住民説明会)
会議	1回
打合せ	15回

### 今後の予定

- ・今回設定した森林共同施業団地において施業の集約化を推進するとともに、それをモデルとして、新たな森林共同施業団地を設定
- ・森林共同施業団地において、民有林と国有林が連携したシステム販売を実施するなど、木材の安定供給体制を構築
- ・伐採から植付けまでの作業を連続して行う一貫作業システム(コンテナ苗を活用)や列状間伐の事業箇所における現地検討会の開催等により、林業の低コスト化技術の普及・定着を推進



森林共同施業団地の設定に向けた打合せ(H28.4)



コンテナ苗現地検討会(H28.11)

## ＜ケーススタディ地区の取組概要＞

# 小規模森林所有者の集約化と木材の安定供給体制の構築

### ＜地区名＞

福島県喜多方市

### ＜局・署名＞

関東森林管理局 会津森林管理署

### ＜連携体制＞

福島県会津農林事務所

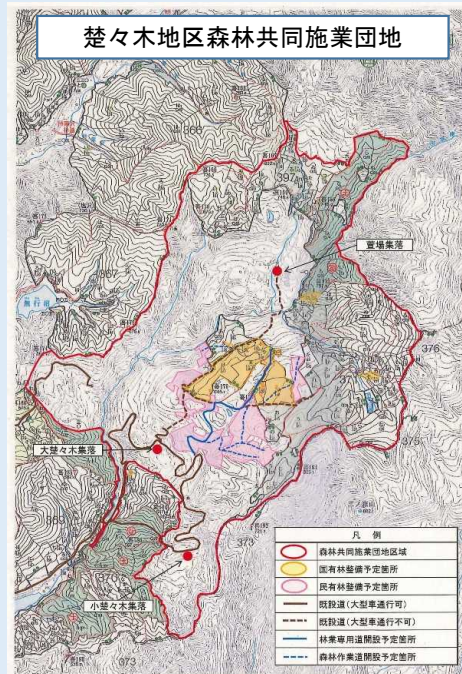
会津北部森林組合

喜多方市



### ＜取組の背景及び目的＞

喜多方市では、小規模森林所有者が多くを占め、森林経営への関心も低い等の理由により、施業の集約化が進んでいない状況にあることから、民有林と国有林が連携して施業の集約化と木材の安定供給体制の構築に取り組むこととしました。



### ＜取組の概要＞

・市、県、林業事業者、森林管理署が一体となって、施業の集約化に向け、森林所有者の合意形成を図るための住民説明会、戸別訪問を実施。取組の結果、新たに森林経営計画が認定。

・民有林と国有林が連携して、森林整備推進協定を締結し、森林共同施業団地を設定

・林業の低コスト化技術の普及・定着を図るため、コンテナ苗植栽の現地検討会を開催

・市町村森林整備計画を作成支援

## 取組実績と今後の予定

市、県、林業事業者、森林管理署が一体となって、施業の集約化を促進。民有林と国有林が連携して森林整備推進協定を締結し、森林共同施業団地を設定。

### ◆施業集約化に向け、森林所有者の合意を形成

施業の集約化に向け、市担当者や区長と連携して、森林所有者の方への説明会、戸別訪問を実施しました。取組の結果、35.75haの森林について、森林経営計画が申請され、喜多方市の認定を受けました。



### ◆森林共同施業団地の設定

#### 1. 団地概要

- (1) 協定名 「喜多方市森林整備推進協定」
- (2) 協定者 喜多方市、福島県会津農林事務所、林業事業者、会津森林管理署
- (3) 協定面積 38,954ha (民有林24,035ha、国有林14,319ha)
- (4) 団地面積 617ha (民有林341ha、国有林276ha)
- (5) 整備期間 平成30年度～平成33年度
- (7) 森林整備計画
  - 路網整備 4,200m (民有林2,000m、国有林2,200m)
  - 木材生産 11,461m<sup>3</sup> (民有林6,613m<sup>3</sup>、国有林4,848m<sup>3</sup>)

#### 2. 設定のメリット

- (1) 民有林・国有林を一体的かつ効率的に林業専用道等を整備
- (2) 林業専用道等の相互利用により、搬出等のコスト低減
- (3) 民有林と国有林が連携したシステム販売を実施することにより、民有林の販路拡大や有利販売が可能となり、民有林の森林整備が促進



### ◆市町村森林整備計画の作成支援

#### ・施業集約化と木材安定供給体制の構築

市町村森林整備計画において、民有林と国有林で連携して森林整備を行う森林共同施業団地の設定やシステム販売を推進することとした。

#### 計画書の記載内容(抜粋)

民有林と国有林が隣接した箇所においては、民有林と国有林で連携して森林整備を行う「森林共同施業団地」の設定や、林産物の安定供給システムによる販売を促進し、国有林と民有林の共同による効率的な森林施業や林産物の安定供給体制の構築を図ることとする。

- II 森林の整備に関する事項
- 第6 森林施業の共同化の推進に関する事項
- 2 施業実行協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

#### ・林業の低コスト化技術の普及・定着の推進

森林管理署が民有林関係者の参加を得て、会津地域産のコンテナ苗を用いた現地検討会を開催するとともに、市町村森林整備計画において、コンテナ苗の活用や伐採から造林までの一貫作業システムの導入に努めることとした。

#### 計画書の記載内容(抜粋)

人工造林については、上記の表により標準的な方法によるもののほか、状況に応じて、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

- II 森林の整備に関する事項
- 第2 造林に関する事項
- (2) 人工造林の標準的な方法

### <今後の取り組み>

- ・今回設定した森林共同施業団地において施業の集約化を促進するとともに、それをモデルとして、新たな森林共同施業団地を設定
- ・森林共同施業団地において、民有林と国有林が連携したシステム販売を実施するなど、木材の安定供給体制を構築

- ・伐採から植付までの作業を連続して行う一貫作業システム(コンテナ苗を活用)や列状間伐の事業箇所における現地検討会の開催等により、林業の低コスト化技術の普及・定着を推進